

鹿 児 島 県 公 報

令和 8 年 3 月 10 日 (火) 第 700 号 の 2



鹿 児 島 県

発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿 児 島 市 鴨 池 新 町 10 番 1 号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 (毎 週 火 , 金)

目 次

(※については例規集登載事項)

ページ

鹿 児 島 海 区 漁 業 調 整 委 員 会 告 示

- 鹿 児 島 海 区 漁 業 調 整 委 員 会 告 示 の 読 点 の 表 記 を 改 め る 告 示 (※)
(鹿 児 島 海 区 漁 業 調 整 委 員 会 取 扱 い) 1

熊 毛 海 区 漁 業 調 整 委 員 会 告 示

- 熊 毛 海 区 漁 業 調 整 委 員 会 告 示 の 読 点 の 表 記 を 改 め る 告 示 (※)
(熊 毛 海 区 漁 業 調 整 委 員 会 取 扱 い) 1

奄 美 大 島 海 区 漁 業 調 整 委 員 会 告 示

- 奄 美 大 島 海 区 漁 業 調 整 委 員 会 告 示 の 読 点 の 表 記 を 改 め る 告 示 (※)
(奄 美 大 島 海 区 漁 業 調 整 委 員 会 取 扱 い) 2

鹿 児 島 県 連 合 海 区 漁 業 調 整 委 員 会 告 示

- 鹿 児 島 県 連 合 海 区 漁 業 調 整 委 員 会 告 示 の 読 点 の 表 記 を 改 め る 告 示 (※)
(鹿 児 島 県 連 合 海 区 漁 業 調 整 委 員 会 取 扱 い) 2

内 水 面 漁 場 管 理 委 員 会 告 示

- 鹿 児 島 県 内 水 面 漁 場 管 理 委 員 会 告 示 の 読 点 の 表 記 を 改 め る 告 示 (※)
(内 水 面 漁 場 管 理 委 員 会 取 扱 い) 2

鹿 児 島 海 区 漁 業 調 整 委 員 会 告 示

鹿 児 島 海 区 漁 業 調 整 委 員 会 告 示 第 7 - 1 号

鹿 児 島 海 区 漁 業 調 整 委 員 会 告 示 の 読 点 の 表 記 を 改 め る 告 示 を 次 の よう に 定 め た。

令 和 8 年 3 月 10 日

鹿 児 島 海 区 漁 業 調 整 委 員 会 会 長 阿 久 根 金 也

鹿 児 島 海 区 漁 業 調 整 委 員 会 告 示 の 読 点 の 表 記 を 改 め る 告 示

こ の 告 示 の 施 行 の 際 現 に 制 定 さ れ て い る 鹿 児 島 海 区 漁 業 調 整 委 員 会 告 示 に お い て 読 点 と し て 表 記 す る 「,」 を 「、」 に 改 め る。

附 則

こ の 告 示 は、 令 和 8 年 4 月 1 日 か ら 施 行 す る。

熊 毛 海 区 漁 業 調 整 委 員 会 告 示

熊 毛 海 区 漁 業 調 整 委 員 会 告 示 第 7 - 1 号

熊 毛 海 区 漁 業 調 整 委 員 会 告 示 の 読 点 の 表 記 を 改 め る 告 示 を 次 の よう に 定 め た。

令 和 8 年 3 月 10 日

熊 毛 海 区 漁 業 調 整 委 員 会 会 長 伊 東 恭 三 郎

熊 毛 海 区 漁 業 調 整 委 員 会 告 示 の 読 点 の 表 記 を 改 め る 告 示

こ の 告 示 の 施 行 の 際 現 に 制 定 さ れ て い る 熊 毛 海 区 漁 業 調 整 委 員 会 告 示 に お い て 読 点 と し て 表 記 す る 「,」 を 「、」 に 改 め る。

附 則

こ の 告 示 は、 令 和 8 年 4 月 1 日 か ら 施 行 す る。

奄美大島海区漁業調整委員会告示**奄美大島海区漁業調整委員会告示第 7 - 2 号**

奄美大島海区漁業調整委員会告示の読点の表記を改める告示を次のように定めた。

令和 8 年 3 月 10 日

奄美大島海区漁業調整委員会会長 茂野拓真

奄美大島海区漁業調整委員会告示の読点の表記を改める告示

この告示の施行の際現に制定されている奄美大島海区漁業調整委員会告示において読点として表記する「,」を「、」に改める。

附 則

この告示は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

鹿児島県連合海区漁業調整委員会告示**鹿児島県連合海区漁業調整委員会告示第 7 - 1 号**

鹿児島県連合海区漁業調整委員会告示の読点の表記を改める告示を次のように定めた。

令和 8 年 3 月 10 日

鹿児島県連合海区漁業調整委員会会長 阿久根金也

鹿児島県連合海区漁業調整委員会告示の読点の表記を改める告示

この告示の施行の際現に制定されている鹿児島県連合海区漁業調整委員会告示において読点として表記する「,」を「、」に改める。

附 則

この告示は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

内水面漁場管理委員会告示**鹿児島県内水面漁場管理委員会告示第 7 - 2 号**

鹿児島県内水面漁場管理委員会告示の読点の表記を改める告示を次のように定めた。

令和 8 年 3 月 10 日

鹿児島県内水面漁場管理委員会会長 福留己樹夫

鹿児島県内水面漁場管理委員会告示の読点の表記を改める告示

この告示の施行の際現に制定されている鹿児島県内水面漁場管理委員会告示において読点として表記する「,」を「、」に改める。

附 則

この告示は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。